

令和8年6月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 6 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員

2 番	山重 義則 君	3 番	中元 茂雄 君
4 番	鈴木 喜義 君	5 番	菅岡 利夫 君
6 番	下土井 進 君	7 番	岡本 幸子 君
8 番	寺西 久美子 君	9 番	亀山 真由美 君
1 0 番	原田 淳一 君	1 1 番	勝本 澄人 君
1 2 番	齋藤 貴之 君	1 3 番	宮本 三雄 君
- 4 欠席委員
- 5 欠員 1 名
- 6 説明のため出席した者

事 務 局 長	楠原 慎太郎 君
事務局次長	中原 賢 君
- 7 記事ならびに議事録調整者

事務局主査	相本 裕紀 君
-------	---------

会議に付議した事項

議案第164号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第165号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第166号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第167号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第168号	農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について
議案第169号	農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について
議案第170号	農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について

第36回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第36回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
勝本委員、山重委員を指名します。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。
 (異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第164号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
(3条-1) て、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積2,041㎡
です。利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は●●●に居住しており、申請地で現在栽培されている梅を引
き続き栽培するとともに、捕植も行い、親子で梅の栽培を行うもので
す。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から西に約
1.8kmの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。
(3条-2) 申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積2,473㎡
です。利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。

受人は、●●の実家と●●在住の兄の家とを行き来しており、申請地で現在栽培されているみかんを、兄弟で引き続き栽培するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から南西に約800mの距離にある●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、日積伊陸地区担当委員の意見を求めます。

亀山委員。

9番 亀山君

整理番号1番につきましては、5月27日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、梅が植えられているところを引き続き管理するとのことです。地図で確認すると県道沿いで、東西が山に囲まれ今後荒れていくと予想される場所でございます。そこを管理していただける案件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号2番につきまして、阿月伊保庄地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員。

職代 齋藤君

整理番号2番につきましては、5月27日に現地確認を行いました。既に管理をされておりまして、とても綺麗なみかん園となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

整理番号2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第164号の整理番号1番及び2番

(全員異議なく挙手)

よって、議案第 164 号の整理番号 1 番及び 2 番につきましては、可決・承認と決します。

続きまして、議案第１６５号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

議案第１６５号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積403㎡です。

自宅への進入路の幅員が狭いため、申請地を利用して拡幅を行い、車両通行の安全を図るものです。

本件につきましては、今年の２月１６日に開催されました第３２回総会の議案第１４９号の番号１で、農用地除外について市長よりこの会の意見を求められ、承認された案件です。

なお、既に工事が完了しているため、始末書が提出されております。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南東に約1.7kmの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

なお、本件につきましては、農用地区域内農地のため、今月 29 日に開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象となり、承認された場合に許可となります。

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番 地目 畑 面積 282㎡で、申請地を進入路、倉庫及び物干場に転用するものです。

既に工事が完了しているため、始末書が提出されております。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から北西に約 200 m の距離にある●●●●●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

- 議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
 それでは、ご審議をお願いいたします。
 整理番号 1 番につきまして、日積伊陸地区担当委員の意見を求め
す。
 亀山委員。
- 9 番 亀山君 整理番号 1 番につきましては、事務局の説明どおりで、始末書も提
出されていますので特に支障はないと考えます。ご審議のほどよろし
くお願いします。
- 議長 宮本君 整理番号 1 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
 (質疑なしの声あり)
 整理番号 1 番につきましては、質疑なしと認めます。
- 議長 宮本君 続いて、整理番号 2 番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見
を求めます。
 中元委員。
- 3 番 中元君 整理番号 2 番につきましては、5 月 27 日に事務局及び地元委員と
現地調査を行いました。事務局の説明どおりで、問題ないと考えます。
ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 宮本君 整理番号 2 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
 (質疑なしの声あり)
 整理番号 2 番につきましては、質疑なしと認めます。
- 議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第 165 号の整理番号 1 番及び 2 番
につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない
方は挙手をお願いいたします。
 (全員異議なく挙手)
 全員挙手と認めます。
 よって、議案第 165 号の整理番号 1 番及び 2 番につきましては、
可決・承認と決します。
- 議長 宮本君 続きまして、議案第 166 号を上程します。
 事務局から議案について説明をさせます。
 次長。
- 次長 中原君 議案第 166 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につい

(5条-1)

て、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

本件は、今年の4月15日に開催されました第34回総会の議案第156号の整理番号4で審議され、継続審議になった案件です。

概要について再度ご説明いたします。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1,598㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、●●●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積434㎡、発電出力49.50kwの太陽光発電設備を設置するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から南東に約1.6kmの距離にある●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても前回と同様に適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積859㎡の内274㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

本件は、整理番号1の関連事業で、太陽光発電設備設置工事に伴う資材の搬入路として一時転用するものです。

なお、工事完了後の原状回復誓約書も提出されています。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から南東に約1.6kmの距離にある●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番及び2番につきまして、日積伊陸地区担当委員の意見を求めます。

亀山委員。

9番 亀山君

整理番号1番について5月27日に関係者と現地確認を行っており

ます。計画書及びレイアウト図も正式な会社名で出ています。懸念していた水路は用水路に流れるのではなく、川に流れる計画が業者、地元及び市経済建設課で調整が進んでいると聞いております。当該地の南側の農家さんにも了承を得ているということで、事務局の説明どおりで、支障はないと考えます。

整理番号2番につきまして、整理番号1番の現場に他に進入する場所がないため、資料のとおり支障ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号1番及び2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番及び2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第166号の整理番号1番及び2番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第166号の整理番号1番及び2番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第167号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第167号 農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

「農用地利用計画の変更に対する意見について」と題してある資料をご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、柳井市長より農業振興地域整備計画の変更について、この会の意見を求められています。

番号1番でございます。

申請地は●●字●●●●●●番 地目 田 面積377㎡です。

変更内容は除外で、変更後は所有者の子の自己用住宅を建築するものです。親から子に所有権の移転を行う5条申請に該当し、転用申請までに分筆登記を行う予定です。

続きまして、番号2番でございます。

申請地は●●字●●●●●●番 地目 田 面積51㎡です。

変更内容は除外で、変更後は自宅への進入路の拡幅を行い、車両通行の安全を図るものです。申請者の所有農地のため4条申請に該当し、分筆登記の有無は未定です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

番号1番につきまして、余田新庄地区担当委員の意見を求めます。

下土井委員。

6番 下土井君

番号1番につきましては、現地確認をしております。除外の場所について、町が別の田と言いますか一枚になっておりまして、それを除外して宅地化することによって特に問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

菅岡委員が挙手

それでは菅岡委員。

5番 菅岡君

除外については問題ありませんが、地番の記載が地番●●●●●が面積377㎡になっています。分筆前なので現在の面積の1,878㎡のうち、377㎡という記載が正しいのではないのでしょうか。2番についても同様です。

次長 中原君

おっしゃる通りでございます。申し訳ありません。

局長 楠原君

ただ今の菅岡委員の説明をもう一度説明させていただきます。

番号1番の●●●●●についてまだ分筆前のため、本来は○○㎡のうち○○㎡という記載が正しいです。

議長 宮本君

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

(質疑なしの声あり)

それでは整理番号1番について質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、番号2番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

10番 原田君

番号2番につきましては、事務局の説明どおりで、住宅への進入路及び拡幅ということで何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろし

くお願いします。

議長 宮本君 整理番号２番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号２番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第１６７号の番号１番及び２番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１６７号の番号１番及び２番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第１６８号を上程します。
農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、原田委員は議事に参与しないこととします。
それでは、事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第１６８号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条第３項の規定に基づき、市長より令和８年５月２５日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。
計画は２件５筆 地目 田 合計面積８，２８３㎡です。
貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の３者による一括方式での契約です。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第１６８号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第168号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第169号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第169号 農用地利用集積等促進計画(集積)の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(集積)一覧表(農地中間管理事業)をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、市長より令和8年5月28日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は24件32筆 地目 田 合計面積60,441㎡です。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者による2段階方式での契約で、本件は1段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(下土井委員が挙手)

それでは下土井委員

6番 下土井君

確認ですが、田だけというお話でしたが畑もありますよね。

次長 中原君

申し訳ありません。田及び畑両方あります。

議長 宮本君

他に質疑はありますか。

(質疑なしの声あり。)

それでは質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第169号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第169号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第170号を上程します。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、齋藤委員と下土井委員は議事に参与しないこととします。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第170号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和8年5月28日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、広告することにより受け手に農地が貸し付けられます。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者による2段階方式での契約で、本件は2段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

（下土井委員が挙手）

それでは下土井委員

6番 下土井君

審議には参画できませんので、意見ということでお聞き願いたいと思います。議案第169号で公社に貸し付けた農地の配分になりますが、●●氏の配分については、反対をいたします。●●氏は65歳を超えた高齢者で単身世帯です。この度の配分は7反畑がありますが、営農できる状態ではありません。3年前の配分計画で2町7反の圃場整備した農地がありますが、今年は手つかずです。作付けもしていません。この時期でそういった状況であれば、苗の確保も困難な状況です。JA南グリーンさんに確認しましたが、予約以外の苗の追加はあっても20～30箱しかできないとのことでした。2町7反耕作していない状況で今から苗を確保して作付けするのは難しいと思います。現状を考慮すると、●●氏に貸し付けると地域としても混乱する状況になる

うかと思います。この案件は地元の預け手の組織、まだ正式にはできていませんが管理機構を作っていますが、その代表にも案件をお話をして了解は得ております。

今後どうするかということですが、一年間公社で管理してもらって、その間に地元で何とか受け手の組織を作り、しかし、なかなか地元主導では今まで何年も言ってきたんですが、難しいのでしっかり行政主導でやってもらうという手段しかないのかと思います。以上です。

議長 宮本君 この件は、●●氏は承認しているということですか。

6 番 下土井君 確認はしています。●●氏は「耕作します。」と述べています。しかし、口頭でそのように述べているだけで、今まで色んな案件がありました。返事はいいいんです。ただそれだけです。
あとは、皆様の常識の範囲での判断にお任せします。

議長 宮本君 ●●氏は総面積多いですね。

6 番 下土井君 10ha 超えていますね。新庄も一切やってないです。

議長 宮本君 ●●氏一人ですか。

6 番 下土井君 一人です。

議長 宮本君 ちょっと難しそうですね。本人が耕作すると言っていますが。

6 番 下土井君 耕作すると口頭だけで実際動いていないので、今回の農地を配分してもらっては困ります。

議長 宮本君 事務局の意見はどうでしょうか。

局長 楠原君 去年聞いたんですが、されていないとのことです。

6 番 下土井君 一応この件は、県も市も薄々は知っています。市は経済建設課になるとと思いますが、農林水産課に直接担い手の案件として挙がっているかは不明です。地元の推進会を開いておられるんですが、その中でだいぶ論議になっています。県の農村整備部、市の経済建設課は、把握していると思います。

議長 宮本君 地元の組織の中で●●氏以外に耕作を希望する方はいますか。

6 番 下土井君 私も一部なら可能ですが、全部は不可能です。畑の 7 反を誰が耕作するのでしょうか。今のまま●●氏に預けると耕作放棄地になりますよ。

局長 楠原君 今回の担い手は 4 人で、●●氏と●●氏と●●●●●●さんと●●氏です。その中で余田・新庄を上手く配分していこうという体制になっています。

6 番 下土井君 早くから組織化するように何度も言ってきたんですが、動かないんです。それだけ推進する側に真剣さが無いといえ、それまでなんですが。

議長 宮本君 やまぐち農林振興公社は右から左にいきますからね。こういう問題は地元の 4 人で話し合って、改めて出来る方向にしていけるべきではないでしょうか。

6 番 下土井君 今回承認して配分すると、何をしてもいいという話になります。3 年前に配分した農地がそれです。耕作していない状態になっています。

議長 宮本君 こういう状況なのでこの件は保留にしておいて、地元で話し合いを試みではどうですか。

6 番 下土井君 問題提起の方がいいですね。
(亀山委員が挙手)
それでは亀山委員。

9 番 亀山君 地元で話し合いとのことですが、太陽光の案件でも同じように、水路及びその他のことは、あとは地元でと言われました。しかし、地元で話し合いというのは、誰かが先導しないと出来ません。太陽光の案件は、農業委員が動いて農家さんと話し合って、業者も呼んで確認したので、水路設置や色んな話し合いが出来ました。自治会長さんも声をかけてもらって良かったと述べていました。そうでなければ、あのまま通って工事に入られていたら、おしまいでしたって言われました。
私はその経験があるので、今の下土井委員の話を聞いていたら、地元でというのは、難しいと思います。

議長 宮本君 地元というか、下土井さんも農業委員でおられるので、農業委員の立場として地元の方と話をしてみるのはどうですか。

6 番 下土井君 それは当然やっています。

議長 宮本君 現状で10年間配分しても耕作できそうにないということですね。

6 番 下土井君 先ほども申した通り、農地利用改善組合の代表も了承しています。なんとかしようという話になっています。単純に貸してはならないと。出し手組織の代表のところでは了解をいただいています。

局長 楠原君 先ほどの亀山委員の懸念を補足させていただくと、ここは新庄・余田のほ場整備が進んでいる所でございます。下土井委員がおられ申し上げにくいところではありますが、最初の段階で誰が何処を耕作するか、決めたなかで今回の配分も決まったことだと思います。当然ほ場整備なので集積率や工事費にも影響してきますので、そこは地元の中で話していただけるということで、いかがかなと思います。地元の中で利害もありますので、下土井さんも入っていらっしゃいますし、話してもらうのが一番だと思います。

9 番 亀山君 事務局長の言われることも分かりますが、農業委員だけが走り手として地域をまとめるのはかなり大変です。ここに農業委員会なり、経済建設課なり、行政のお力が少し頂けないのかなという思いの意見です。
(菅岡委員が挙手)

議長 宮本君 それでは菅岡委員。

5 番 菅岡君 ここはほ場整備ですので、当然県、市、地元が調整した結果ではありますが、先ほど局長が言われたように、集積率が高くないと地元負担が高くなるという条件があるので、担い手を定めたのだと思います。
表に出ている話が不明ですが、利用率140%は県が定めているものがあります。ということは一作つくれば100%、作らなければ0%です。それが出来なくてもいいのかというのを県に市から確認しないと、ただ貸しただけで終わってしまうことになりますので、そのあたりの行政の考え方を把握する必要があると思います。まだほ場整備完了していませんので、今年作れなければ、貸す必要もないと思います。その辺を内部で検討していただきたいと思います。
前の号を承認していますので、公社に集積して止まるのはいいのかということも踏まえていかなければと思います。

局長 楠原君 ありがとうございます。菅岡委員がおっしゃったように、ほ場整備後の集積率が利害が絡んできますし、制度的なもの、前の号を承認し

ています。そのあたりも含めて農業委員だけでなく、経済建設課もありますし、農林水産課にも確認していこうと思います。
(原田委員が挙手)

議長 宮本君 それでは原田委員。

10番 原田君 ●●氏の件ですが、新庄地区も耕作していないところがあるみたいで、私もしっかりと把握はしていませんが、そのへんを把握して周りの住民、耕作者の方とも話してみようかと思いますので、とりあえず保留にした方がいいと思います。

議長 宮本君 この●●氏の件だけを保留ということにしましょう。下土井さんも地元でもう少し、心配してもらって地元で話し合ってもらおうようにしてもらった方がいいのかと思います。

6番 下土井君 何回も話し合ってます。それでも話がつきません。あとは市の議員。こういう状態だから組織、受け皿を作れという強硬な姿勢でないと動きません。「大変だね。どうするかね。」という話はしますが、皆他人事です。

議長 宮本君 伊陸のほ場整備の条件は、法人を作ることでした。今の新庄・余田はどうですか。

6番 下土井君 担い手というお話なので、認定農業者です。多数決です。ひとつの組織を作らなければ駄目だという話は、私は最初からしていました。しかし、組織、推進会が多数決なので通らないです。

それは、県も前の採択する前の部長も全て知っています。練りあげからなにかを含めて。推進会、地区世話人に入れた人達には、話が通らないので。真剣味がないと言えないです。新庄が●●氏と●●●●●●の2名の担い手に任す話だったので、そんな話では大変になるよと。10年前からの話になりますが、その時現実味を感じてなかったんですよ。

議長 宮本君 いまから先個人ですというのは、大変になってくると思います。今法人で作っているところも、だんだん人手が足らなくなって、耕作が難しくなってきます。一人というのは将来的には難しいのではないのでしょうか。

そこで、●●氏の件は、ひとまず保留にして、地元や行政が検討してもらおうというのはどうでしょうか。

6 番 下土井君 問題提起として行政に出して、行政に考えていただきましょう。

議長 宮本君 ●●氏の件は、保留ということでよろしいでしょうか。
他に質疑はございませんか。
(質疑なしの声あり)
議案第 170 号番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第 170 号につきましては、●●氏の配分を除き、可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 170 号につきましては、●●氏の配分を除き、可決・承認と決します。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前 9 時 51 分)